

近江バラス株式会社  
安定型産業廃棄物最終処分場建設事業に係る

計画段階環境配慮書

要約書

令和6年9月

近江バラス株式会社

## はじめに

本図書は、滋賀県環境影響評価条例(平成10年滋賀県条例第40号)第5条の3第1項の規定に基づき作成した「近江バラス株式会社 安定型産業廃棄物最終処分場建設事業に係る計画段階環境配慮書」を要約したものである。

# — 目 次 —

<b>第1章 配慮対象事業者の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地</b> .....	1-1
1.1 配慮対象事業者の名称等.....	1-1
1.2 配慮対象事業の名称.....	1-1
<b>第2章 配慮事業の目的および内容</b> .....	2-1
2.1 配慮対象事業の目的.....	2-1
2.2 配慮対象事業の内容.....	2-1
<b>第3章 事業実施想定区域およびその周囲の概況</b> .....	3-1
<b>第4章 計画段階配慮事項の選定</b> .....	4-1
4.1 位置等に関する複数案の設定.....	4-1
4.2 環境影響要因の区分.....	4-3
4.3 計画段階配慮事項の選定.....	4-4
<b>第5章 計画段階配慮事項に係る調査、予測および評価の結果</b> .....	5-1
5.1 植物（植生）.....	5-1
5.2 景観.....	5-6
5.3 総合評価.....	5-13

## 第1章 配慮対象事業者の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地

### 1.1 配慮対象事業の名称

近江バラス株式会社 安定型産業廃棄物最終処分場建設事業

### 1.2 配慮対象事業者の名称

名 称： 近江バラス株式会社（以下「近江バラス」という。）

代 表 者 の 氏 名： 代表取締役 松下 満康

主たる事務所の所在地： 滋賀県甲賀市土山町南土山乙402

## 第2章 配慮対象事業の目的および内容

### 2.1 配慮対象事業の目的

我が国において、建設工事などの事業活動で発生した産業廃棄物はリサイクルの促進は進んでいるものの、埋立処分が必要な産業廃棄物は発生し続けており、その最終処分場の確保が社会的な課題となっている。また、滋賀県甲賀地域においては、(公財) 滋賀県環境事業公社が運営する「クリーンセンター滋賀」の産業廃棄物の受入が令和5年10月をもって終了し、新たな施設が求められる状況である。

このような課題を解決すべく、近江バラスは、京都・大津を中心に産業廃棄物処理事業を手掛ける株式会社ジェネスを母体とするJNSホールディングスの一員として、土山町南土山地先にて安定型産業廃棄物の最終処分場(埋立処分場)の新設を計画した。本事業においては、株式会社ジェネスのノウハウを活用しながら、社会全体の環境保全のために必要となる施設を設置し、適正な処理を行う計画である。

### 2.2 配慮対象事業の内容

#### 2.2.1 配慮対象事業の種類

種類：産業廃棄物最終処分場\*の設置の事業(新設)

※「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)第15条第1項に規定する産業廃棄物の最終処分場

※敷地面積が5ヘクタール以上であるため、「滋賀県環境影響評価条例」(平成10年滋賀県条例第40号)別表第6号に規定する産業廃棄物処理施設の設置の事業に該当する。

#### 2.2.2 事業実施想定区域の位置および面積

事業実施想定区域の位置および面積は表2.1に示すとおりである。

表 2.1 事業実施想定区域の位置および面積

項目	計画内容
事業実施想定区域の位置	滋賀県甲賀市土山町南土山地先 (図 2.1参照)
事業実施想定区域の面積	約 37 ha (近江バラスが所有する谷地の山林およびその周辺地域を含む)



図 2.1(1) 対象事業実施想定区域位置図



凡例

 事業実施想定区域



図 2.1(2) 対象事業実施想定区域位置図 (航空写真)

## 2.2.3 配慮対象事業の実施後の土地における事業活動等の概要

### (1) 配慮対象事業の計画概要

配慮対象事業の計画概要を表 2.2 に示す。

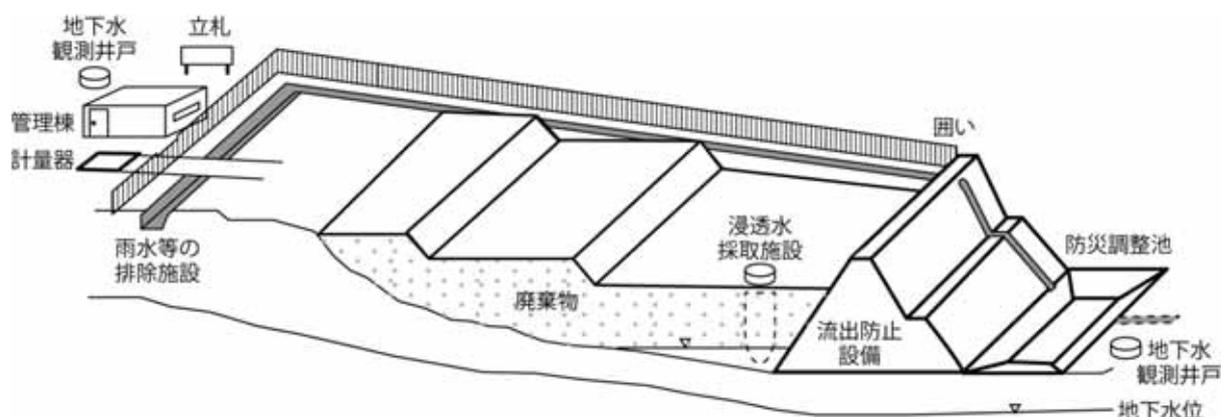
表 2.2 配慮対象事業の計画概要

項目	計画内容
配慮対象事業の規模	埋立面積：約 12 ha
	埋立容量：約 230 万 m <sup>3</sup>
取り扱う廃棄物の種類	<p>以下の安定型産業廃棄物<sup>※3</sup>種類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃プラスチック類</li> <li>・ ガラス陶磁器くず（ガラスくず、コンクリートくずおよび陶磁器くず）</li> <li>・ がれき類（工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物）</li> </ul> <p>※「安定型産業廃棄物」とは、性状が安定している廃棄物のことで、雨水などにさらされてもほとんど性状が変化しない廃棄物である。          ※建設副産物のみの受入を予定している。          ※石綿含有産業廃棄物を含む。水銀使用製品産業廃棄物または水銀含有ばいじん等を含まない。</p>
埋立処分の方法	セル方式（1日当たりの埋立産業廃棄物に覆土する方法）
埋立作業期間	<p>施設竣工から概ね 20 年程度</p> <p>※株式会社ジェネスの保有する最終処分場（大津市）の処分実績（10 万 m<sup>3</sup>弱／年）に基づく。</p> <p>※計画の埋立量に達するまで、滋賀県からの産業廃棄物処分業許可（5 年ごとに更新）を更新する計画である。</p>
主な搬入経路 （図 2.4参照）	<p>【大型車】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新名神自動車道甲賀土山 I C から県道 539 号岩室土山線を通るルート</li> </ul> <p>【その他の車両（小型トラック等）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般国道 1 号（前野交差点）から主要地方道甲賀土山線を経由し、県道 539 号岩室北土山線を通るルート</li> <li>・ 新名神自動車道甲賀土山 I C から県道 539 号岩室土山線を通るルート</li> </ul>
搬入時間	<p>午前 8 時～午後 5 時</p> <p>※日曜日・祝日の搬入は行わない。</p>
搬入台数	<p>20 台／日程度</p> <p>※株式会社ジェネスの保有する最終処分場（大津市）の搬入実績に基づく。</p>
埋立終了後の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 埋立廃棄物の飛散防止のため、埋立地に覆土（概ね 50 cm 以上の土砂等の覆い）を施す。</li> <li>・ 土堰堤および埋立地に植樹等の緑化を施し、周辺自然環境との調和を図る。</li> <li>・ 水質および温度等のモニタリングを行い、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」（昭和52年総理府・厚生省令第1号）に規定する基準を満たすことを確認したうえで、法令に則り廃止の手続きを行う。</li> </ul>

## (2) 安定型産業廃棄物最終処分場の概要

本事業では産業廃棄物の安定型最終処分場の新設を計画している。安定型産業廃棄物最終処分場は、有害物や有機物等が付着していない廃プラスチック類、がれき類等の、分解せず安定型である一定の産業廃棄物（安定型産業廃棄物）を、埋立処分することが認められている処分場である。処分対象廃棄物からは有害な汚水などが生じず、性状が安定しているため、比較的簡易な施設となるが、有害な汚染物質の混入による地下水の汚染をモニタリングするための設備を備える。

安定型産業廃棄物最終処分場の設置基準については、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」（昭和 52 年、総理府・厚生省令第 1 号）において、詳細に定められている。安定型産業廃棄物の最終処分場の概念図および解説を図 2.2 に示す。



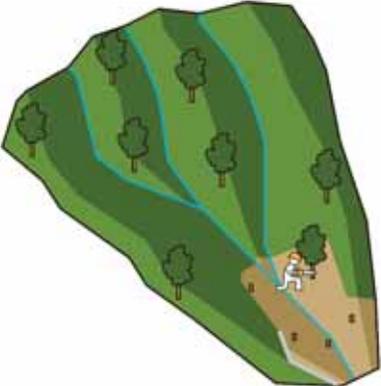
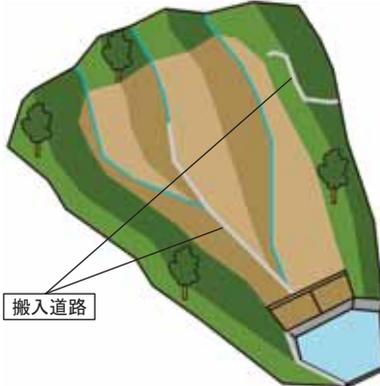
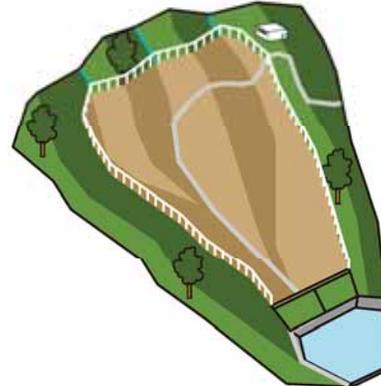
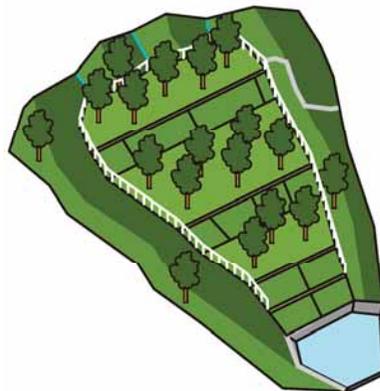
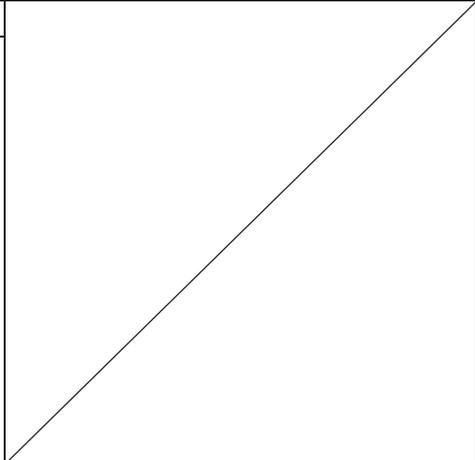
施設	解説
埋立地	搬入された廃棄物を埋め立てる場所
流出防止設備	埋め立てる廃棄物の流出を防止するための土堰堤または擁壁
搬入道路	公道から埋立地へのアプローチ道路
搬入管理設備	計量施設（トラックスケール）および管理棟
埋立機材	埋立に用いるブルドーザ等
雨水等の排除設備	埋立地への雨水の侵入を防ぐ雨水排水溝 排水溝を通じて防災調整池へ排水する。
防災調整池	埋立地に降った雨が、一度に河川に流れ出さないようにするための施設
浸透水採取施設	廃棄物の付着または混入の有無を確認するための水質検査に用いる浸透水の採取設備
地下水観測井戸	埋立地からの浸出液による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断するための観測井戸
立札	産業廃棄物の最終処分場であることを表示する立札
囲い	人が埋立地に立ち入るのを防止するフェンス等
その他付帯設備	洗浄設備（タイヤの付着物落とし）、防火設備（必要に応じ）

図 2.2 安定型産業廃棄物最終処分場の概念図

## (3) 事業の進捗状況に応じた施設状況のイメージ

本事業で想定している事業の進捗状況に応じた施設状況のイメージを表 2.3 に示す。

表 2.3 事業の進捗状況に応じた施設状況のイメージ

①準備工	②濁水対策	③造成工事	④埋立て開始時
 <p>※作業道設置、樹木伐採・伐根</p>	 <p>※調整池・放流施設設置</p>	 <p>※搬入道路・流出防止設備設置</p>	 <p>※雨水排水施設、浸透水採取施設、管理棟・計量設備、門扉囲障設置</p>
<p>⑤埋立中間時（最下段埋立完了）</p> 	<p>⑥埋立完了時</p> 	<p>⑦廃止後</p>  <p>※植樹等の緑化</p>	

#### (4) 埋立計画

埋立時には、廃棄物の飛散、悪臭の発生や地下水質の変化などの周辺環境への影響を生じないように、以下のとおり対応する。

- ・埋立廃棄物の搬入時には、目視等による受入検査（展開検査）を徹底し、基準を満たす廃棄物以外の混入を防止する。受入基準を満たさない廃棄物については、排出事業者に戻却する。
- ・埋立処分はセル形式を基本とし、搬入車両からダンプ（荷降ろし）された廃棄物は、埋立作業機械によって敷き均し、1日当たりの埋立産業廃棄物に覆土締固め等の作業を的確に行うことにより、微小物の飛散を防止する。

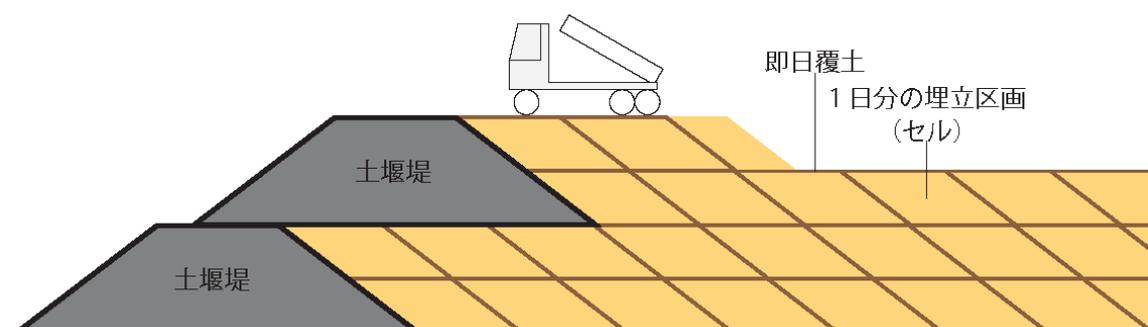


図 2.3 セル形式埋立の模式図

#### (5) 関係車両の主要走行ルート計画

事業実施想定区域付近における工事中の工事用車両および供用後の廃棄物等運搬車両の走行ルートは、以下および図 2.4 に示すとおり想定している。

搬入業者および工事業者等に対し搬入ルートを指定することにより、一般国道1号（土山支所交差点）から県道539号岩室北土山線を南下するルートの走行は極力回避する。

##### 【大型車】

- ・新名神自動車道甲賀土山ICから県道539号岩室土山線を通るルート

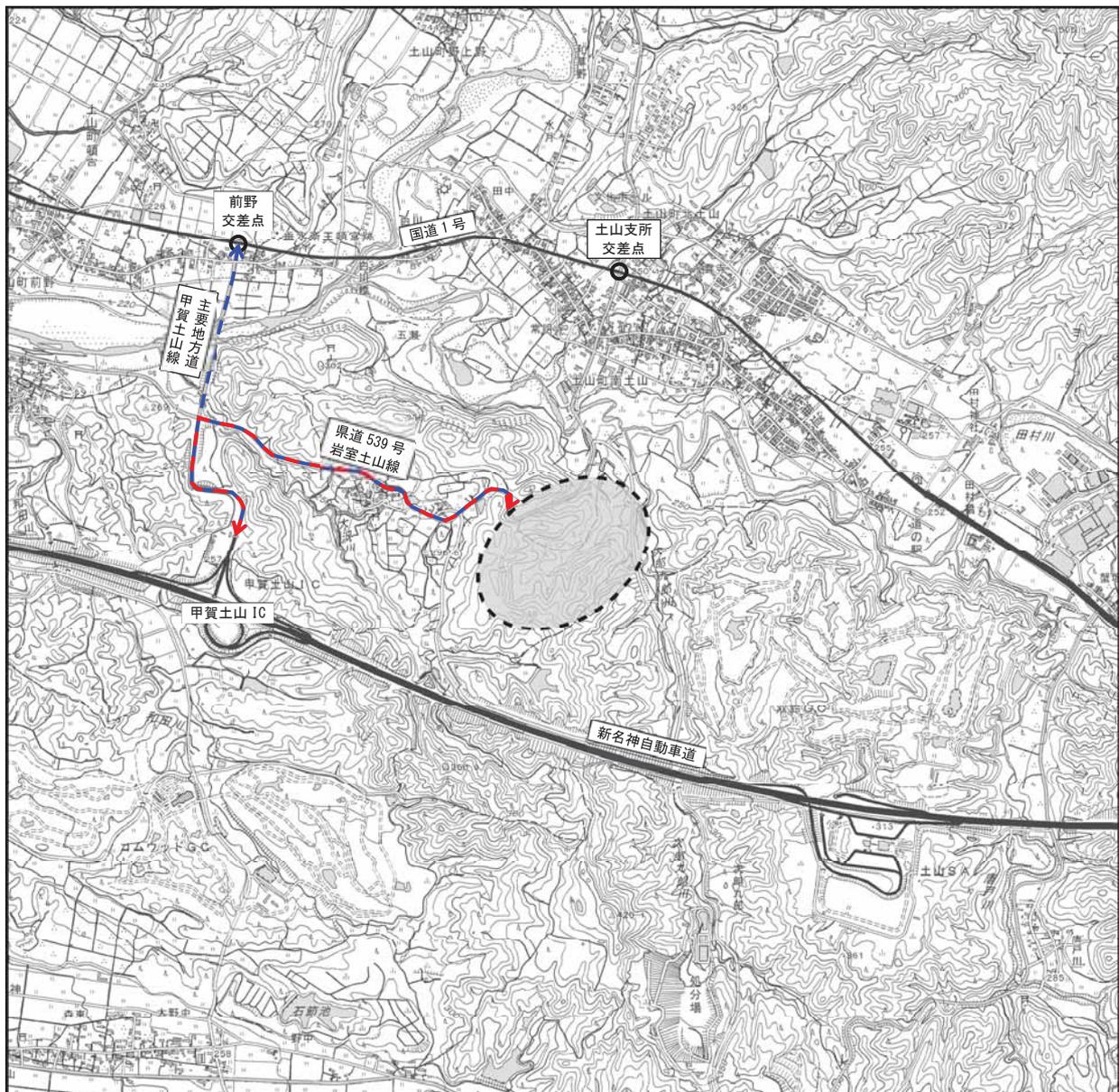
##### 【その他の車両（小型トラック等）】

- ・一般国道1号（前野交差点）から主要地方道甲賀土山線を経由し、県道539号岩室北土山線を通るルート
- ・新名神自動車道甲賀土山ICから県道539号岩室土山線を通るルート

#### (6) 雨水排水計画

事業実施想定区域に降る雨水は、雨水排水溝にて防災調整池へと排水することにより、埋立地への侵入を防ぐ。

法面部分には小段ごとに小段排水溝を設置し、法面縦排水溝に接続して集水し、防災調整池へ排水する。防災調整池に集められた雨水は、許容放流量以下の水量に流量調整した上で、暗渠水路を通じ次郎九郎川に放流する。



凡例

※この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000 を複製して情報を追記したものである。

-  事業実施想定区域
-  大型車の走行ルート
-  その他の車両（小型トラック等）の走行ルート

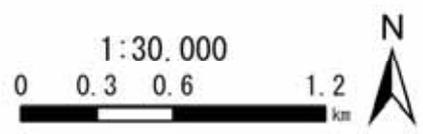


図 2.4 関係車両の主要な走行ルート計画

## 2.2.4 配慮対象事業の工事計画の概要

想定する工事および事業のスケジュールは表 2.4 に示すとおりであり、2029 年度内の供用開始を想定している。

本施設の建設工事では、樹木伐採等の準備工の後、防災調整池の設置や土地造成等の造成工事を実施し、併せて搬入道路や搬入管理設備等の付帯施設工事を実施する。これらの建設工事は、全体で概ね 1.5 年程度を想定している。

詳細な工事工程等は今後検討する。

表 2.4 想定する工事および事業のスケジュール

		2024 年度 (R6)	2025 年度 (R7)	2026 年度 (R8)	2027 年度 (R9)	2028 年度 (R10)	2029 年度 (R11)	
環境影響評価								
施設基本設計・実施設計								
建設 工事	準備工							
	造成工事							
	付帯施設工事							

注) 現時点の想定であり、変更になる場合がある。

## 2.2.5 その他配慮対象事業に関する事項

### (1) 環境配慮の方針

本事業の実施に当たっては、周辺地域への環境負荷や自然環境への影響を可能な限り低減する観点で、以下に示す環境配慮を実施する。

#### 1) 工事中の対応

- ・ 建設工事に使用する建設機械は、低騒音・低振動型の採用を検討し、周辺地域への騒音・振動・大気質の影響を軽減する。
- ・ 敷地の流末部に防災調整池を構築した後に本格的な造成工事を開始し、降雨時には沈砂後の上澄み水を排水することで、下流河川への濁水の影響を軽減する。
- ・ 土地の改変に伴う発生土砂は可能な限り敷地内での再利用に努め、敷地外へ土砂を搬出する車両の台数を減らすことで、沿道の騒音・振動・大気質への影響を軽減する。
- ・ 工事用車両のタイヤ洗浄を励行し、路面への土砂の堆積を防ぎ、粉じんの飛散防止に努める。また、砂じんの発生しやすい強風時等には適時散水等の対策を講じる。
- ・ 工事用車両の走行に当たっては、車両管理を徹底するほか、走行時間帯の分散に努め、沿道の騒音・振動・大気質への影響を軽減する。
- ・ 工事用車両の走行に当たっては、規制速度の遵守や市街地を避けた走行ルートへの指定、地元住民の優先走行およびアイドリングストップ等を徹底するよう運転手の教育・指導を徹底し、交通安全の確保にも十分に留意する。

## 2) 施設供用後の対応

### ① 大気質に係る環境配慮

埋立作業の稼働および廃棄物の運搬による周辺地域の大气質への影響を軽減するため、以下に示す環境配慮を実施する。

- ・ 廃棄物等運搬車両の走行時の規制速度の遵守や市街地を避けた走行ルートへの指定、地元住民の優先走行およびアイドリングストップ等を徹底するように、搬入業者へ依頼し、交通安全の確保にも十分に留意する。
- ・ 廃棄物等運搬車両のタイヤ洗浄を励行し、路面への土砂の堆積を防ぎ、粉じんの飛散防止に努める。また、砂じんの発生しやすい強風時等には適時散水等の対策を講じる。
- ・ 場内の車両の徐行を徹底し、必要に応じて覆土・転圧締固め散水等必要な措置を行う。

### ② 騒音・振動に係る環境配慮

埋立作業機械の稼働による周辺地域への騒音・振動の影響を軽減するため、以下に示す環境配慮を実施する。

- ・ 騒音規制法、振動規制法に定める規制基準値を遵守する。
- ・ 埋立作業機械の稼働音や振動が敷地外へ漏れるのを防ぐため、無用なアイドリング音の発生を抑制し、複数機械類の同時稼働を抑制するとともに、低騒音・低振動型の採用を検討する。

### ③ 地下水に係る環境配慮

本事業は安定型産業廃棄物のみ受け入れるため、地下水への影響は想定しにくいですが、以下に示す地下水モニタリング等を行う。

- ・ 2カ所（埋立地上部と調整池下部）の観測井戸を設ける。
- ・ 観測井戸において、地下水の検査項目について測定し、記録する。
- ・ 検査の結果、水質の悪化が認められた場合は、その原因調査およびその他環境の保全上必要な措置を講じる。

## (2) 主な維持管理項目と頻度（予定）

本事業は、県の監督のもと廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に従い、適切な維持管理を行う予定である。

埋立事業中の主な維持管理項目およびその頻度は表 2.5 に示すとおり予定している。

表 2.5 主な維持管理項目とその頻度（予定）

項目	計画
浸透水の水質検査	月 1 回
地下水の水質検査	年 1 回
残余埋立容量の確認	年 1 回
産業廃棄物管理票 <sup>注)</sup> の管理など	常時

注) 産業廃棄物管理票（産業廃棄物マニフェスト）：廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条の 3 に規定される廃棄物の処理が適正に実施されたかどうかを確認するために作成する書類。排出事業者は、産業廃棄物の種類、数量、運搬業者名、処理方法、処理業者名などを記入したマニフェストを作成し、処理業者に委託した産業廃棄物が適正に処理されたか否かを確認する。処理業者は、このマニフェストに対して委託された業務をいつ完了したかという情報を記載して返送する。

### 第3章 事業実施想定区域およびその周囲の概況

事業実施想定区域は甲賀市の東部に位置し、甲賀市は、北は大津市、栗東市、湖南市、竜王町、東近江市、日野町、東と南は三重県、南西は京都府に接している。

事業実施想定区域周辺における自然的・社会的状況（以下「地域特性」という。）について、既存資料により把握した。図 3.1に本事業の地域特性を把握する範囲を示した。

地域特性を把握する範囲は、事業実施想定区域およびその周囲とし、主要河川である田村川および野洲川への流入や、主要幹線道路である国道1号や新名神自動車道への接続地点および景観上の主要な眺望点の分布を勘案し、事業実施想定区域境界線から半径2kmの範囲を含む甲賀市（旧土山町の一部および旧甲賀町の一部）を対象とした区域とした（以下「調査区域」という）。ただし、統計資料等により市町単位で地域特性の状況を述べる事項については、事業実施想定区域が位置する甲賀市全域（以下「調査対象地域」という。）を対象とした。

事業実施想定区域およびその周囲の概況（地域特性）については表 3.1に、事業実施想定区域および調査区域の法令等に基づく主な地域・区域等の指定状況は表 3.2(1)～(2)に、事業実施想定区域および調査区域の法令等に基づく主な規制基準等の適用状況表 3.3に、それぞれ示すとおりである。

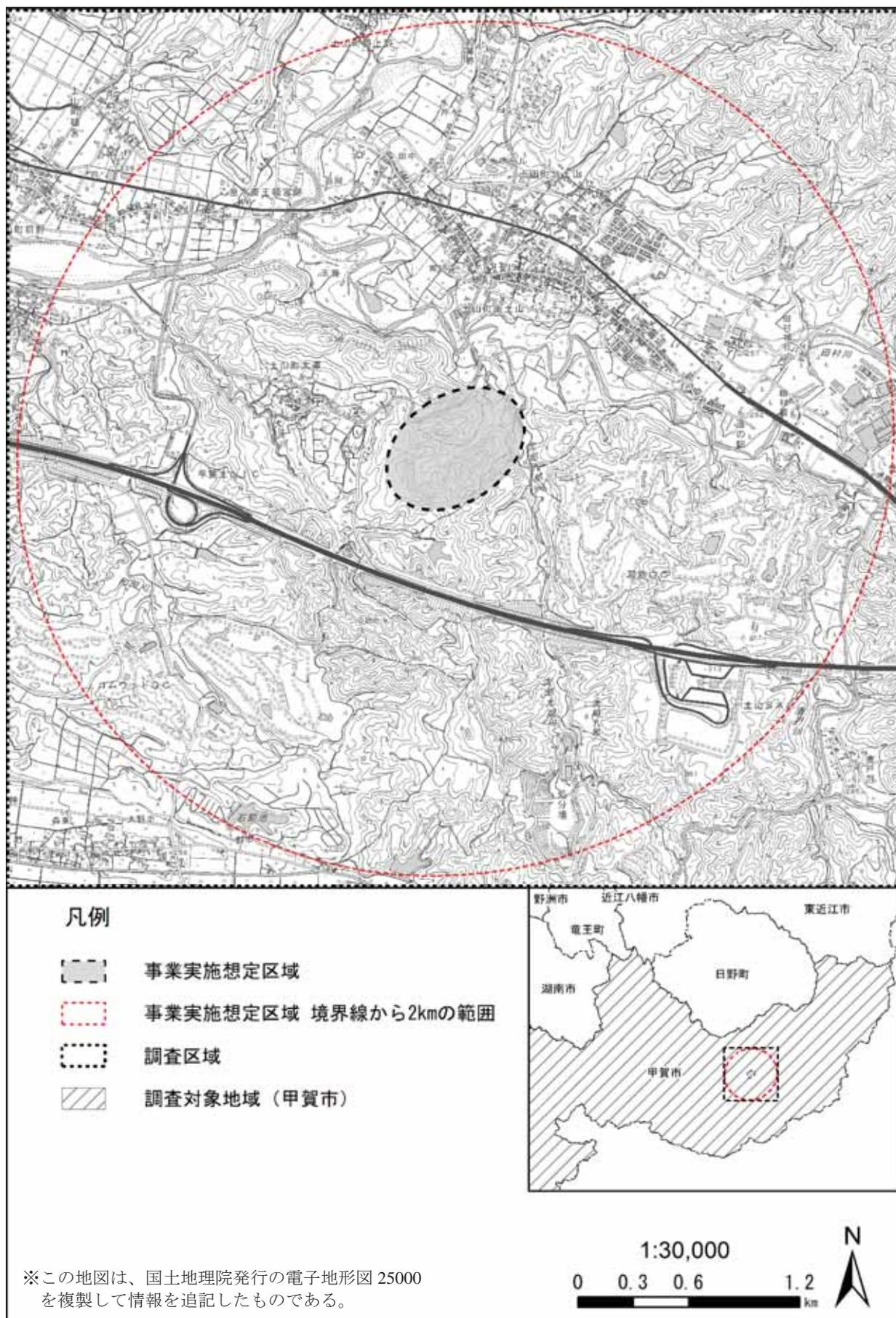


図 3.1 地域特性を把握する範囲（調査区域・調査対象地域）

表 3.1(1) 事業実施想定区域およびその周囲の概況（地域特性）

項目	地域特性
気象	土山地域気象観測所での令和5年の年平均気温は14.7℃、年間降水量は1,555.5mmである。年平均風速は1.9m/sで、年最多風向は東南東となっている。
大気質	甲賀局（滋賀県甲賀合同庁舎敷地内）における二酸化窒素、微小粒子状物質（PM2.5）は環境基準を達成している。光化学オキシダントはいずれの年度も環境基準の超過が確認されているが、調査対象地域において平成30年度～令和4年度に発令された光化学スモッグ注意報はない。 なお、浮遊粒子状物質（SPM）、有害大気汚染物質およびダイオキシン類の測定は実施されていない。
騒音	調査区域では、平成28年および令和3年に一般国道1号の1地点において道路交通騒音測定を実施されており、両年とも環境基準を超過している。 なお、調査対象地域である甲賀市において、環境騒音の測定は実施されていない。
振動	調査区域では、道路交通振動の調査および環境振動の調査は実施されていない。
悪臭	調査区域では、悪臭に係る測定は実施されていない。
一般的な水象の状況	調査区域を流れる主な河川は、淀川水系の野洲川である。事業実施想定区域の北側には野洲川の支川である田村川が東西に流れ、東側には野洲川の支川である次郎九郎川が南北に流れている。これらの河川および小水路はいずれも琵琶湖の集水域に該当する。
水質	調査区域では、令和4年度に野洲川水系の3地点において水質調査が実施されており、いずれの調査地点も環境基準または指針値を満足している。なお、調査区域に環境基準点およびダイオキシン類の調査地点はない。
水底の底質	調査区域では、過去5年間において、水質の底質に係る測定は実施されていない。
地下水	調査区域では、地下水質の状況を把握するための概況調査が令和5年度に1調査地域（甲賀市1か所）で行われている。概況調査の結果、調査区域に位置する甲賀市の調査地域では環境基準を満足している。 なお、調査区域では平成29年度から令和3年度に地下水のダイオキシン類の測定は実施されていない。
土壌および地盤の状況	○一般的な土壌の状況 調査区域の土壌は、野洲川、田村川等の河川沿いの台地および低地には、表層腐植質多湿黒ボク土や細粒灰色低地土、細粒強グライ土、細粒黄色土等が分布している。また、山地および丘陵地には、未熟土が広く分布するほか、乾性褐色森林土（細粒状構造型）や乾性褐色森林土（粒状・堅果状構造型）等が分布している。事業実施想定区域の土壌は、未熟土および乾性褐色森林土（粒状・堅果状構造型）により構成されている。 ○土壌に係る環境状況 調査区域では、土壌調査及び土壌中のダイオキシン類調査は実施されていない。 ○地盤の状況 調査区域では、地盤沈下は認められていない。

表 3.1(2) 事業実施想定区域およびその周囲の概況（地域特性）

項目	地域特性
地形 および 地質の 状況	<p>○一般的な地形の状況 調査区域の地形は、国道1号沿いに低位段丘が、西側には丘陵地と谷底平野が、北東および南東の山地には急斜面山地および中間斜面山地が分布している。事業実施想定区域は、急斜面山地、中間斜面山地、谷底平野および低位段丘に位置している。</p> <p>○地すべり地形 調査区域および事業実施想定区域には、主に山地、丘陵地、台地の一部に地すべり地形が確認されている。</p> <p>○活断層の分布状況 調査区域の活断層は、調査区域を北北西から南南東方向に延びる東側隆起の逆断層である大野活動セグメントが確認されている。</p> <p>○一般的な地質、堆積物の状況 調査区域の地質は、主に礫岩、砂岩・泥岩互層、泥岩および砂岩、粘土等が分布し、野洲川、田村川等の河川沿いは主に礫がち堆積物が分布している。事業実施想定区域の地質は、礫岩、砂岩・泥岩互層、泥岩および砂岩、礫がち堆積物が分布している。</p> <p>○重要な地形および地質の分布および特性 調査区域には、青土火砕岩脈およびサイ類とワニ類の化石、新名神高速道路とピカリア化石床がある。</p>
自 然 的 状 況	<p>動物</p> <p>○重要な種 調査区域に生息する可能性のある重要な種の文献調査の結果、哺乳類はミズラモグラやキクガシラコウモリ等の23種、鳥類はサシバやアマサギ等の122種、爬虫類はニホントカゲ等の9種、両生類は、アカハライモリやアカハライモリ等の19種、クモ類はトゲグモやカトウツケオグモ等の6種、昆虫類はアオイトトンボやクロシジミ等の100種、魚類はヤリタナゴやカジカ等の38種、底生動物はマメシジミやサワガニ等の4種、陸産貝類はチャイロオトメマイマイ類やピロウドマイマイ類等の20種の重要な種を確認した。なお、重要な種の具体的な位置情報は得られなかった。</p>
	<p>植物</p> <p>○重要な種 調査区域に生育する可能性のある重要な種の文献調査の結果、アカハナワラビやミズニラ、ジュンサイ、ヤチスギラン等の343種の重要な種を確認した。重要な種の具体的な位置情報として、事業実施想定区域から北西側約1.5kmの瀧樹神社にユキワリイチゲの自生地がある。</p> <p>○植生 調査区域は、山地が多いほか水田や市街地も分布している。「第6回自然環境保全基礎調査（現存植生図）」（平成13年～平成16年、環境省）によると、調査区域の植生は、スギ・ヒノキ・サワラ植林が広く分布している。そのほか、山地の樹林ではアベマキ・コナラ群集、モチツツジ・アカマツ群集、伐採跡地群落等が分布している。また、山地にはゴルフ場が分布しているほか、新名神高速道路の土山サービスエリア周辺が造成地として記載されている。平地には市街地、水田のほか茶畑が広く分布している。</p> <p>○重要な植物群落 調査区域には重要な植物群落はない。</p> <p>○巨樹・巨木林 調査区域内には、スギやイチョウ等の巨樹・巨木林が9か所分布している。</p>

表 3.1(3) 事業実施想定区域およびその周囲の概況（地域特性）

項目	地域特性														
<p>生態系</p> <p>自然状況</p>	<p>調査区域には、野洲川、田村川をはじめとした琵琶湖淀川水系の河川やため池等の池沼が分布する。また、調査区域の北部を流れる野洲川、田村川の右岸側に位置する台地（野洲川河岸段丘）および調査区域の南西部に位置する丘陵地（甲賀丘陵）に谷津田状に入り組む谷底平野を中心に、水田や市街地、茶畑等が分布する。さらに、調査区域の北東部および南東部には、鈴鹿山脈の山麓にあたる山地に、スギ・ヒノキ・サワラ植林が広く分布する。そのほか、山地および甲賀丘陵には、アベマキ・コナラ群集、モチツツジ・アカマツ群集等が分布する。このような地形・植生・土地利用状況を踏まえ、調査区域には、「山地の樹林地を中心とする生態系」、「低地・台地・丘陵地の里地里山生態系」、「河川・池沼等の水辺生態系」が分布していると考えられる。</p> <p style="text-align: center;"><b>表 調査区域の自然環境類型区分一覧</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">自然環境類型区分</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">生態系</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">地形区分</th> <th style="text-align: center;">主な植生・土地利用区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">山地</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>■人工林・自然林・二次林 スギ・ヒノキ・サワラ植林、モチツツジ・アカマツ群集、アベマキ・コナラ群集 等</li> <li>■耕作地・草地 水田雑草群落、伐採跡地群落（VII） 他</li> <li>■その他 市街地・緑の多い住宅地・造成地 等</li> </ul> </td> <td style="text-align: center;">山地の樹林地を中心とする生態系</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">低地（谷底平野）・台地（中位台地）・丘陵地</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>■耕作地・草地 水田雑草群落、市街地、放棄水田雑草群落、茶畑、果樹園 等</li> <li>■人工林・自然林・二次林 モチツツジ・アカマツ群集、アベマキ・コナラ群集 等</li> <li>■その他 市街地・緑の多い住宅地・造成地 等</li> </ul> </td> <td style="text-align: center;">低地・台地・丘陵地の里地里山生態系</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">河川・池沼</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>■開放水域・河辺植生・裸地 開放水域、ツルヨシ群集、自然裸地</li> </ul> </td> <td style="text-align: center;">河川・池沼等の水辺生態系</td> </tr> </tbody> </table> <p>○重要な生態系</p> <p>調査区域には、自然公園法により指定された鈴鹿国定公園（第2種特別地域）、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律により指定された甲賀鳥獣保護地区、ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例により指定された瀧樹神社ユキワリイチゲ植物生育地保護区、生物多様性の観点から重要度の高い湿地（環境省）に選定された滋賀県湖東・湖南地域のため池群、守りたい育てたい湖国の自然100選（滋賀県）に選考された野洲川中流域および瀧樹神社の社寺林があるが、いずれも事業実施想定区域には分布していない。</p>	自然環境類型区分		生態系	地形区分	主な植生・土地利用区分	山地	<ul style="list-style-type: none"> <li>■人工林・自然林・二次林 スギ・ヒノキ・サワラ植林、モチツツジ・アカマツ群集、アベマキ・コナラ群集 等</li> <li>■耕作地・草地 水田雑草群落、伐採跡地群落（VII） 他</li> <li>■その他 市街地・緑の多い住宅地・造成地 等</li> </ul>	山地の樹林地を中心とする生態系	低地（谷底平野）・台地（中位台地）・丘陵地	<ul style="list-style-type: none"> <li>■耕作地・草地 水田雑草群落、市街地、放棄水田雑草群落、茶畑、果樹園 等</li> <li>■人工林・自然林・二次林 モチツツジ・アカマツ群集、アベマキ・コナラ群集 等</li> <li>■その他 市街地・緑の多い住宅地・造成地 等</li> </ul>	低地・台地・丘陵地の里地里山生態系	河川・池沼	<ul style="list-style-type: none"> <li>■開放水域・河辺植生・裸地 開放水域、ツルヨシ群集、自然裸地</li> </ul>	河川・池沼等の水辺生態系
自然環境類型区分		生態系													
地形区分	主な植生・土地利用区分														
山地	<ul style="list-style-type: none"> <li>■人工林・自然林・二次林 スギ・ヒノキ・サワラ植林、モチツツジ・アカマツ群集、アベマキ・コナラ群集 等</li> <li>■耕作地・草地 水田雑草群落、伐採跡地群落（VII） 他</li> <li>■その他 市街地・緑の多い住宅地・造成地 等</li> </ul>	山地の樹林地を中心とする生態系													
低地（谷底平野）・台地（中位台地）・丘陵地	<ul style="list-style-type: none"> <li>■耕作地・草地 水田雑草群落、市街地、放棄水田雑草群落、茶畑、果樹園 等</li> <li>■人工林・自然林・二次林 モチツツジ・アカマツ群集、アベマキ・コナラ群集 等</li> <li>■その他 市街地・緑の多い住宅地・造成地 等</li> </ul>	低地・台地・丘陵地の里地里山生態系													
河川・池沼	<ul style="list-style-type: none"> <li>■開放水域・河辺植生・裸地 開放水域、ツルヨシ群集、自然裸地</li> </ul>	河川・池沼等の水辺生態系													
<p>景観の状況</p>	<p>調査区域の主要な眺望点としては、事業実施想定区域の北側に位置するあいの丘文化公園、事業実施想定区域の北東側に位置する田村神社があげられる。</p> <p>調査区域の景観資源としては、国定公園の鈴鹿国定公園や、街並み景観の旧東海道士山宿等があげられるが、いずれも事業実施想定区域には分布していない。</p>														
<p>人と自然との触れ合いの活動の場の状況</p>	<p>事業実施想定区域の北東側の旧東海道を沿って延長2.0kmにわたり宿場町の景観が残っており（旧東海道士山宿）、その東端には深い樹林に囲まれた広大な神域を持つ田村神社がある。また、事業実施想定区域の北西側には、樹齢190年といわれているしだれ桜が境内で咲く、大福寺があるが、いずれも事業実施想定区域には分布していない。</p>														
<p>一般環境中の放射性物質の状況</p>	<p>調査区域に最も近い原子力規制委員会が設置するモニタリングポストとしては、事業実施想定区域の北西約11kmに位置する甲賀保健所（甲賀合同庁舎）があり、空間線量率の連続的な監視が行われている。甲賀保健所では、いずれの年度も、環境省が示す「追加被ばく線量1mSv/年」に相当する空間線量率0.23μSv/hを下回っている。</p>														

表 3.1(4) 事業実施想定区域およびその周囲の概況（地域特性）

項目	地域特性
自然的状況	<p>○指定文化財 調査区域には彫刻や建造物等の指定文化財等が 11 件分布しているが、いずれも事業実施想定区域には分布していない。</p> <p>○埋蔵文化財包蔵地 調査区域には遺跡や古墳等の埋蔵文化財包蔵地が 25 か所分布しているが、いずれも事業実施想定区域には分布していない。</p> <p>○伝承文化 調査区域には無形文化財に指定された伝承文化が 2 件あり、瀧樹神社で行われる「けんけと祭り」が国指定重要無形民俗文化財、「祇園祭（花傘神事・花奪い行事）」が県選挙無形文化財となっている。その他には神社の例祭などが 6 件ある。</p>
人口の状況	<p>調査対象地域である甲賀市の令和 4 年の人口・世帯数は、87,312 人、35,356 世帯、また、総面積に対する人口密度は 181 人/km<sup>2</sup>となっている。人口の推移についてみると、平成 30 年以降減少している。</p> <p>人口動態は、甲賀市において、自然動態はいずれの年度も減少し、社会動態は平成 30 年度から令和 3 年度まで減少しているが、令和 4 年度は増加している。</p>
産業の状況	<p>調査対象地域である甲賀市の令和 3 年の産業別人口の総数（従業者数合計）は 49,180 人、事業所数は 4,133 事業所となっている。産業別人口の構成比は、第 1 次産業が 2.31%、第 2 次産業が 37.72%、第 3 次産業が 59.97%となっており、全国平均値と比べると第 2 次産業の割合が高い。</p> <p>第 1 次産業では、総農家数、販売農家数、自給的農家数のいずれも平成 22 年から令和 2 年にかけて減少している。農業経営体を集計対象とした経営耕地面積の総面積は、平成 22 年から令和 2 年にかけて減少している。また、田、畑、樹園地の種別では、田の面積割合が高い。甲賀市は土山茶など近江茶の産地として知られる。</p> <p>製造業では、令和 4 年の甲賀市の事業所数は 385 事業所、従業者数は 17,399 人となっており、製造品出荷額等は 100,652,723 万円と製造品出荷額は県内市町で最も多い。甲賀市における製造業の産業中分類別事業所数、従業者数および製造品出荷額等（令和 4 年）をみると、事業所数は信楽焼の産地であることから窯業・土石製品製造業が最も多く、従業者数、製造品出荷額等は化学工業が最も多い。甲賀市は、新名神高速道路開通を機に工業団地の開発が進み、自動車関連、電子機器、金属、プラスチック製品など、企業が集積立地している。</p> <p>卸売業・小売業では、事業所数、従業者数は、平成 28 年に増加したが、令和 3 年には減少した。また、年間販売額は経年的に増加している。業種別状況（令和 3 年）をみると、年間商品販売額が最も多いのは、卸売業では建築材料、鉱物・金属材料等卸売業、小売業では機械器具小売業である。</p>
社会的状況	<p>調査対象地域である甲賀市土地利用は山林が 67.5%、農地が 10.8%を占める。</p> <p>調査対象地域である甲賀市の土地利用計画については、甲賀市都市計画マスタープランでは、都市づくりの基本理念や将来像、都市計画の基本的方針を定める「全体構想」と、全体構想を踏まえ地域特性を活かした都市づくりの方針を定める「地域別構想」がある。調査区域は地域別構想の土山地域および甲賀地域に属し、事業実施想定区域は土山地域に位置する。</p> <p>土山地域は、市街地が国道 1 号沿いと並走する旧東海道沿いに連なっており、周辺は水田や茶畑等の農地が広がっている。また、後背地や東部は森林が広がっており、都市計画区域内における山林面積は 46.6%を占めているが、都市計画区域外に関しては山林が大部分を占める。土山地域のまちづくりの目標としての将来像は、各拠点および周辺地域を結ぶ公共交通ネットワークを構築することで日常生活サービスの充実を図り、さらに土山茶や近江米等の地場産業を活かすことで、大自然と歴史文化が調和した魅力あるまちの形成をめざすとしている。土山地域の土地利用方針は、中心地に、地域の行政・医療・福祉・教育・商業等の都市機能が集積する地域拠点として、日常生活を支える都市機能の充実を図るとともに、街道文化を活用した観光機能の充実を図り、高度利用等の効率的な土地利用も検討するとしている。また、国道 1 号沿道等は、伝統産業である土山茶などの生産環境の保全を図るとともに、甲賀ブランドの強化や特色ある交流イベントを支援して活性化を促進し、多様な産業ゾーンとして適切な土地利用を図るとしている。</p>

表 3.1(5) 事業実施想定区域およびその周囲の概況（地域特性）

項目	地域特性
水面利用、その他の水利利用の状況	<p>調査区域は滋賀県の南東部の野洲川上流域に位置し、一級河川の野洲川をはじめ、その支川の田村川、大沢川、和田川等がある。また、事業実施想定区域の東側には、田村川の支川である次郎九郎川が南北に流れる。</p> <p>調査対象地域である甲賀市では、水道用水として滋賀県が運営している用水供給事業から受水している県水と、地下水や河川表流水等の市の自己水源を利用している。</p> <p>○農業用水の状況 調査地区は、国営野洲川農業水利事業の受益地である。野洲川流域では、昭和22年より国営によるかんがい排水事業、土地改良事業等が実施されている。</p> <p>○工業用水の状況 調査対象地域である甲賀市の一部は、滋賀県企業庁が整備する南部工業用水事業の給水区域であるが、調査区域は給水区域外である。</p> <p>○漁業権 調査区域を流れる野洲川ならびに田村川、唐戸川には内水面共同漁業権（第五種共同漁業権）が設定されているが、調査区域には、滋賀県漁業調整規則第34条により指定された保護水面・禁止区域はない。また滋賀県全域で、滋賀県漁業調整規則により、水産動物の繁殖産卵を保護するため、魚種別の禁止期間、大きさの制限、禁止漁具・漁法が定められている。</p>
交通の状況	<p>調査区域の交通網は、事業実施想定区域の北側に新名神高速道路が、南側に一般国道1号が東西に延び、北西側には一般県道岩室北土山線が延びている。</p> <p>調査区域の自動車交通量をみると、令和3度における平日24時間の自動車交通量は、新名神高速道路の区間番号「190」で47,398台と最も多い。事業実施想定区域に最も近い区間は、一般県道岩室北土山線「63200」で、平日24時間の自動車交通量（推定値）は306台となっている。</p> <p>なお、調査区域および事業実施想定区域には鉄道はない。</p>
社会的状況	<p>○学校等 事業実施想定区域の北側に土山こども園や甲賀市立土山小学校、北東側に甲賀市立土山中学校がある。</p> <p>○医療施設、福祉施設、文化施設 事業実施想定区域の北側にグループホームの「グループホームまごころ・土山」や有料老人ホームの「地域密着型介護付有料老人ホームつながり」、北東側に特別養護老人ホームの「甲賀シルバーケア豊壽園」の福祉施設がある。また、事業実施想定区域の北側に甲賀市土山図書館等の文化施設がある。なお、調査区域内には、配慮が特に必要な医療施設（病院および病床数1床以上の診療所）はない。</p> <p>○住宅棟 調査区域では、主に一般国道1号沿いに建物が集中している。</p>
上水道および下水道の整備の状況	<p>○上水道の給水状況 甲賀市の給水普及率は101.4%となっている。</p> <p>○下水道の整備状況 調査区域の汚水処理は、公共下水道（単独公共下水道）と農業集落排水施設、合併処理浄化槽等がある。下水処理場は甲賀市土山オー・デュ・プール（甲賀市土山町大野5574番地）が配置されている。甲賀市の公共下水道普及率は81.2%となっている。また、調査区域には、農業集落排水施設の大沢地区農業集落排水処理施設および唐戸川地区農業集落家庭排水処理施設の2か所が配置されている。</p>
し尿処理施設の設置の状況	<p>調査対象地域である甲賀市で発生するし尿は、公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽（し尿）およびし尿処理施設で処理している。甲賀広域行政組合を構成する圏域のし尿処理施設は、甲賀広域行政組合衛生センター第1施設（し尿処理施設）がある。</p>
ごみ処理施設の設置の状況	<p>一般廃棄物の処理施設として、調査区域には、不燃物の一次保管施設の土山不燃物処理場がある。</p> <p>産業廃棄物処理施設として、調査区域には、中間処理施設は存在せず、最終処分場として公益財団法人滋賀県環境事業公社の管理型最終処分場（クリーンセンター滋賀）が設置されているが、当該処分場は、令和5年10月に産業廃棄物の受け入れを終了している。</p>

表 3.1(6) 事業実施想定区域およびその周囲の概況（地域特性）

項目	地域特性
一般廃棄物	ごみ総排出量は、令和3年度は28,636tであり、令和2年度と比較して減少している。また、令和3年度の資源化量は3,920t、リサイクル率は13.72%、直接焼却量は23,196tとなっている。
産業廃棄物	令和3年度の産業廃棄物総排出量は3,974千tとなっている。業種別にみると「水道業」が最も多く1,156千t、次いで「建設業」が1,112千tとなっている。種類別で見ると「汚泥」が、最も多く1,957千t、次いで「がれき類」の871千tで、全体の70%以上を占めている。
都市計画法に基づく地域地区等の決定状況およびその他の土地利用計画	<p>○用途地域等 調査対象地域である甲賀市には、都市計画区域として甲賀都市計画区域、信楽高原都市計画区域、土山都市計画区域が指定されている。また、用途地区内において、基本となる用途を補完して定める地区として、特別用途地区指定が指定されている。調査区域には、土山都市計画区域の用途地域が指定されているが、事業実施想定区域には用途地域が指定されていない。</p> <p>○風致地区および市街化調整区域 調査区域の土山都市計画区域には、風致地区および市街化調整区域はない。</p>
環境保全に関する計画等	<p>滋賀県、甲賀市が策定している環境保全に関する計画等は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第五次滋賀県環境総合計画（滋賀県、平成31年）</li> <li>・第2次甲賀市環境基本計画【改定版】（甲賀市、令和3年10月）</li> <li>・滋賀県CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくり推進計画（滋賀県、令和4年）</li> <li>・第五次滋賀県廃棄物処理計画（滋賀県、令和3年）</li> <li>・第3次甲賀市一般廃棄物処理基本計画（中間見直し）（甲賀市、令和6年3月）</li> <li>・滋賀県景観計画（滋賀県、平成21年）</li> <li>・甲賀市景観計画（甲賀市、平成25年）</li> </ul>
建設副産物に係る関係法令等の状況	<p>国や滋賀県が策定している建設副産物に係る関係法令計画等は以下のとおりである。</p> <p>○国の法令等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）</li> <li>・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）</li> <li>・資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）</li> <li>・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）</li> <li>・建設副産物適正処理推進要綱（平成14年5月30日改正 国土交通省）</li> <li>・建設リサイクル推進計画2020～「質」を重視するリサイクルへ～（令和2年9月 国土交通省）</li> </ul> <p>○近畿地整の指針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近畿地方における建設リサイクル推進計画2015（平成27年6月 建設副産物対策近畿地方連絡協議会）</li> </ul> <p>○滋賀県の指針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・滋賀県における特定建設資材に係る分別解体等および特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針（平成14年3月、滋賀県）</li> <li>・滋賀県建設副産物処理基準（平成20年4月 滋賀県土木交通部）</li> </ul>
滋賀県における産業廃棄物最終処分の方向性	<p>公益財団法人滋賀県環境事業公社が整備する産業廃棄物管理型最終処分場「クリーンセンター滋賀」の埋立完了控え、滋賀県では産業廃棄物の最終処分の方向性を検討した。その結果、県が関与した管理型最終処分場の新たな整備は行わず、先端的なリサイクル等を行う事業者への支援や県内の排出事業者の最終処分に対する支援を行う方向性が、令和2年1月に示された。</p>

表 3.2(1) 事業実施想定区域および調査区域の法令等に基づく主な地域・区域等の指定状況

区分	法令等	地域・区域等	指定の有無	
			事業実施 想定区域	調査区域
生活環境	大気汚染防止法	指定地域（硫黄酸化物の総量規制）	×	×
	騒音規制法	騒音について規制する地域	◎	○
	振動規制法	振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域	◎	○
	悪臭防止法	悪臭原因物の排出を規制する地域	◎	○
	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法	対策地域（窒素酸化物対策地域、粒子状物質対策地域）	×	×
	水質汚濁防止法	指定地域（総量削減）	×	×
	瀬戸内海環境保全特別措置法	瀬戸内海の環境の保全に関係がある府県	×	×
	湖沼水質保全特別措置法	指定地域	△	○
	土壌汚染対策法	要措置区域、形質変更時要届出区域	×	×
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	指定区域（地下に廃棄物がある土地）	×	○
滋賀県公害防止条例	上乘せ基準、特定事業場、横出し基準	×	×	
自然環境	自然公園法	国立公園、県立自然公園	×	×
		国定公園	×	○
	自然環境保全法	原生自然環境保全地域、自然環境保全地域	×	×
	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区	×	×
	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約	ラムサール条約登録湿地	×	×
	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	文化遺産、自然遺産	×	×
		無形文化遺産	×	○
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区	×	○
		特定猟具使用禁止区域 特定猟具使用制限区域	×	○ ×
	滋賀県自然環境保全条例	滋賀県自然環境保全地域、緑地環境保全地域、自然記念物	×	×
	ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例	生息・生育地保護区	×	○
滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例	ヨシ群落保全区域	×	×	
森林法	保安林	×	○	
	地域森林計画対象民有林	○	○	

注) ◎：対象事業において当該基準が適用される。 ○：当該地域において基準等が設けられている。  
△：基準等があるが、対象事業では適用外である。 ×：当該地域において基準等が設けられていない。

表 3.2(2) 事業実施想定区域および調査区域の法令等に基づく主な地域・区域等の指定状況

区分	法令等	地域・区域等	指定の有無	
			事業実施 想定区域	調査区域
土 地 利 用	国土利用計画法	都市地域	○	○
		農業地域	○	○
		森林地域	○	○
		自然公園地域	×	○
		自然保全地域	×	×
	生産緑地法	生産緑地地区	×	×
	砂防法	砂防指定地	△	○
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	×	○
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	×	○
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域	×	○
	都市緑地法	緑地保全地域、特別緑地保全地区	×	×
	河川法	河川保全区域	△	○
	宅地造成規制法	宅地造成工事規制区域	×	×
	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法	歴史的風土保存区域	×	×
	甲賀市景観条例	景観形成地区	×	○
		景観計画区域	◎	○
	ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例	景観計画区域	×	×
	農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域	◎	○
国有林の管理経営に関する法律	国有林野	×	×	

注) ◎：対象事業において当該基準が適用される。 ○：当該地域において基準等が設けられている。  
 △：基準等があるが、対象事業では適用外である。 ×：当該地域において基準等が設けられていない。

表 3.3 事業実施想定区域および調査区域の法令等に基づく主な規制基準等の適用状況

区分	法令等	規制基準等	適用の有無	
			事業実施 想定区域	調査区域
大気汚染	環境基本法	環境基準	○	○
	ダイオキシン類対策特別措置法	環境基準、大気排出基準	△	○
	大気汚染防止法	排出基準（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素、窒素酸化物、水銀）、総量規制基準（硫黄酸化物）	×	×
	滋賀県公害防止条例	上乘せ基準	×	×
騒音	環境基本法	環境基準	◎B 類型	○
	騒音規制法	規制基準（特定工場等、特定建設作業） 要請限度（道路交通騒音）	◎第1号区域 ◎b 区域	○ ○
振動	振動規制法	規制基準（特定工場等、特定建設作業）	◎第1種区域	○
		要請限度（道路交通振動）	◎第1種区域	○
悪臭	悪臭防止法	規制基準（敷地境界線、排出口、排出水、臭気指数）	◎	○
水質汚濁	環境基本法	環境基準（健康項目、生活環境項目）	○	○
	ダイオキシン類対策特別措置法	環境基準	△	○
	水質汚濁防止法	排水基準（一律基準、総量規制）	×	×
		地下浸透基準	×	×
	水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例	排水基準（上乘せ基準）	×	×
	滋賀県公害防止条例	排水基準（上乘せ基準、横出し基準、横出し施設）	×	×
	湖沼水質保全特別措置法	総量規制基準	△	○
	下水道法	排除基準	△	○
	甲賀市下水道条例	排除基準	△	○
	一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令	周縁の地下水の水質検査基準	◎	×
ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令	周縁の地下水の水質検査基準（ダイオキシン類）	◎	×	
土壌汚染	環境基本法	環境基準	○	○
	ダイオキシン類対策特別措置法	環境基準	△	○
	土壌汚染対策法	区域指定に係る基準（特定有害物質）	○	○
その他	一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令	構造・維持管理基準	◎	○
	滋賀県建築基準法条例	日影規制	×	×
	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	化学物質の環境への排出量・移動量の届出	◎	○

注) ◎：対象事業において当該基準が適用される。 ○：当該地域において基準等が設けられている。  
 △：基準等があるが、対象事業では適用外である。 ×：当該地域において基準等が設けられていない。

## 第4章 計画段階配慮事項の選定

### 4.1 位置等に関する複数案の設定

滋賀県環境影響評価技術指針（平成11年滋賀県告示第124号）によると、計画段階配慮事項についての検討に当たっては、配慮対象事業を実施する区域の位置、配慮対象事業の規模または配慮対象事業に係る建造物等の構造もしくは配置に関する複数案（以下「位置等に関する複数案」という。）を設定するものとされている。

本事業における位置等に関する複数案の検討結果を以下に示す。

- ・ **①区域の位置**：事業実施想定区域については、事業者の所有地のうち、廃棄物の最終処分場の設置に適した地形と面積を有する土地が必要であり、代替性がないことより、区域の位置に係る複数案は設定しなかった。
- ・ **②事業の規模（埋立容量）**：本事業の目的でもある「地域の建設系産業廃棄物の受け皿」としての位置付けのもと、施工性・安全性・経済性等の制約の中で最大限の埋立容量を確保することが望ましいため、事業の規模に係る複数案は設定しなかった。
- ・ **③建造物等の構造**：安定型最終処分場の構造については、「最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」で構造基準が定められており、検討の余地は小さい。また、廃棄物の流出防止設備の構造については、事業実施想定区域の地形や事業の規模を考慮して適切な構造を採用すること等より、建造物等の構造に係る複数案は設定しなかった。
- ・ **④建造物等の配置**：本事業の主要な建造物である廃棄物の埋立地や防災調整池、廃棄物の流出防止設備については、現地の谷地形を利用して設置することから、設置位置の検討の余地は小さい。ただし、付帯施設である進入路の位置については、検討可能であることから、複数の進入路の配置を設定して影響の検討を行った。
- ・ **⑤本事業を実施しない案（ゼロ・オプション）**：県内で発生した埋立処分が必要な建設副産物等の最終処分場の確保という目的を鑑み、複数案には含めないこととした。

これらより、環境面の影響に差異が生じることが考えられ、現時点で設定が可能な複数案として、表 4.1に示す「④建造物等の配置」を対象とした複数案を設定し、計画段階配慮事項の検討を行うこととした。

なお、後述のとおり、「④建造物等の配置」についての複数案を検討した結果として、「②事業の規模（埋立容量）」に違いは生じている。

表 4.1 構造物等（進入路）の配置に係る複数案

複数案	A案：谷の上部（県道539号）から搬入する案		B案：谷の下部（東側市道）から搬入する案	
	A-1案：進入路を最短化し樹林の改変に配慮した案	A-2案：カーブを避けた位置に進入口を設置する案		
想定平面図				
計画案の概要	埋立作業の効率を重視して谷の上部よりアプローチする案		谷の下部よりアプローチし、交通量の少ない東側市道より搬入する案	
	県道539号のカーブに進入口を設置するため、交通危険性が課題である。	A-1案の交通危険性を解消するため、県道539号のカーブを避けた位置に進入口を変更した案である。	谷の下部より進入し、土堰堤に搬入路を設置するため、埋立容量や埋立作業効率に課題がある。	
事業規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>埋立容量：225万m<sup>3</sup></li> <li>改変面積：13.7ha</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>埋立容量：225万m<sup>3</sup></li> <li>改変面積：13.9ha</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>埋立容量：215万m<sup>3</sup></li> <li>改変面積：13.1ha</li> </ul>	
機能面の比較	交通安全性	県道539号のカーブから廃棄物等搬入車両が出入りするため、交通危険度が高い。(△)	A-1案に比して交通危険度は低い。(○)	交通量の少ない市道を使用し、交通危険度は低い。(○)
	事業の効率性	搬入路設置後に土堰堤を構築するため、廃棄物の受け入れ停止期間は生じない。(○) 埋立容量は最も多い。(○)	搬入路設置後に土堰堤を構築するため、廃棄物の受け入れ停止期間は生じない。(○) 埋立容量は最も多い。(○)	土堰堤構築時に併せて搬入路を設置するため、搬入路を設置する期間には廃棄物の受け入れを停止する必要がある。そのため、A案に比して事業期間は長くなり、搬入路部分の土堰堤の緑化が遅れる。(△) 埋立容量はA案に比して少ない。(△)
	総合	△	○	△

注) ○：相対的に優位である。 △：相対的に劣る。

## 4.2 環境影響要因の区分

対象事業の実施に係る環境影響要因は、本事業に係る「工事の実施」および「土地または工作物の存在および供用」において、表 4.2に示すものが考えられる。

表 4.2 環境影響要因の区分

環境影響要因		想定される事業活動の内容
工事の実施	土地の改変 工作物の建設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・造成工事・工作物の建設工事に伴い、自然環境の改変が生じる。</li> <li>・造成工事・工作物の建設工事に伴い、建設残土等が発生する。</li> <li>・造成工事・工作物の建設工事に伴い、裸地面が発生する。</li> </ul>
	重機の稼働	<ul style="list-style-type: none"> <li>・造成工事、工作物の建設工事に伴い、各種の重機（建設機械）が稼働する。</li> </ul>
	工事用車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設発生土・工事用の資材および機械の搬出入に際して、工事用車両が走行する。</li> </ul>
土地または工作物の存在および供用	工作物の存在	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに工作物が出現する。</li> </ul>
	工作物の稼働	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物を埋立てるため、各種の重機（建設機械）が稼働する。</li> </ul>
	廃棄物等運搬車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物等運搬車両が走行する。</li> </ul>



## 第5章 計画段階配慮事項に係る調査、予測および評価の結果

### 5.1 植物（植生）

#### 5.1.1 調査

##### (1) 調査項目

- ・植物群落等の分布状況

##### (2) 調査方法

航空写真判読により調査範囲内の植物群落のまとまりを読み取り植生判読図素を作成した。作成した植生判読素図について、現地を踏査し適宜修正し植生区分図を作成した。

また、各植物群落から代表的なコドラート（方形枠）抽出し、植物社会学的手法（ブラウン・ブランケ法）による群落組成調査を実施した（市街地や裸地などの土地利用区分や耕作地は対象外）。コドラートは、植生が典型的に発達している群落の中のできるだけ均質な場所を選定した。コドラートサイズは、「平成28年度版 河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル [河川版]（河川環境基図作成調査編）」（平成28年1月、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課）を参考に、草本植生で25m<sup>2</sup>（5×5m）、木本植生で50m<sup>2</sup>（5×10m：低木林）～400m<sup>2</sup>（20×20m：高木林）とした。

なお、コドラートは各植物群落につき2区画を基本とし、1区画はできるだけ実施想定区域内、もう1区画はその周辺地域で設定した結果、事業実施想定区域内では確認された8群落で9区画設定した。

〔現地調査日〕 令和6年5月27日、29日

##### (3) 調査範囲

事業実施想定区域とした。

※実際には準備書以降の段階で生態系の予測をするための基盤情報とすることを前提に、事業実施想定区域およびその周辺1kmの範囲を対象に調査した。本配慮書では、構造物の配置の複数案に対する影響予測を主眼としているため、事業実施想定区域内の調査結果を掲載する。周辺地域を含む全調査結果は、準備書において掲載する。

#### (4) 調査結果

事業実施想定区域において確認された植物群落および土地利用区分の一覧を表5.1に、作成した植生区分図を図5.1に示す。

事業実施想定区域では、面積の広い順に、スギ・ヒノキ・サワラ植林、コナラーアベマキ群集、ネザサ・ススキ群集など8群落3土地利用区分が確認された。これらの群落はいずれも植生自然度7以下、自然林が伐採された後に成立する二次的な群落であり、事業実施想定区域周辺の山林の典型的な植生が広がっているといえる。

なお、対象谷地は古い地形図や航空写真などでは、耕作地が入り込んだ谷戸的な環境であったが、植生調査ではその名残となるような湿性草地や湿地林は確認されず、沢と耕作地のネットワークは長く途絶えているものと想定される。ただし、ため池の名残である開放水面が1か所確認された。

表 5.1 事業実施想定区域で確認された植物群落・土地利用

No.	植物群落・土地利用	植生区分	植生自然度 <sup>注)</sup>	実施想定区域内面積 (ha)
1	コナラーアベマキ群集	二次林	7	1.68
2	モチツツジーアカマツ群集	二次林	7	0.90
3	ネザサ・ススキ群集	二次草地 (背の高い草原)	5	1.18
4	チガヤ・ススキ群集	二次草地 (背の高い草原)	5	0.75
5	伐採跡地群落	二次草地 (背の低い草原)	4	0.53
6	スギ・ヒノキ・サワラ植林	植林地	6	30.27
7	路傍・空地雑草群落	二次草地 (背の低い草原)	4	0.20
8	茶畑	農耕地	3	0.56
9	市街地	市街地等	1	0.94
10	造成地	市街地等	1	0.14
11	開放水域	—	—	0.02
			合計面積	36.66

注) 植生自然度とは、環境省（環境庁）が実施する自然環境保全基礎調査において考案したもので、植生に対する人為的影響の度合いによって、日本の植生を10の類型に区分したものである。

【植生自然度：区分の内容】

10：自然草原、9：自然林、8：二次林（自然林に近いもの）、7：二次林、6：植林地、5：二次草原（背の高い草原）、4：二次草原（背の低い草原）、3：外来種植林、農耕地（樹園地）、2：外来種草原、農耕地（水田・畑）、1：市街地等

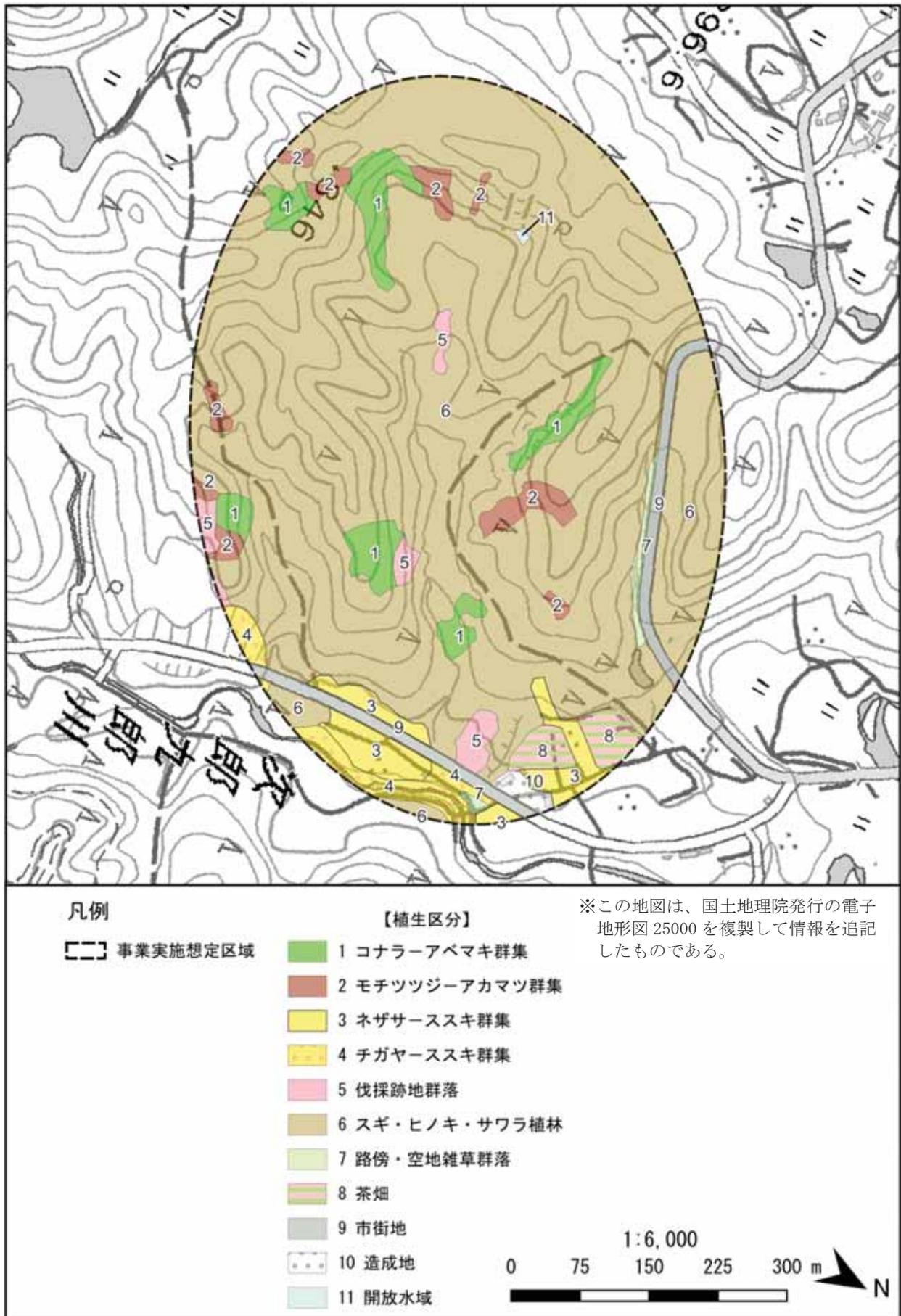


図 5.1 事業実施想定区域およびその周辺の植生区分図

## 5.1.2 予測

### (1) 予測方法

#### 1) 予測地域

予測地域は、土地の改変に伴う植物（植生）に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業実施想定区域とした。

#### 2) 予測対象時期

予測対象時期は、工事中および施設が供用する時期とした。

#### 3) 予測手法

設定した複数案による土地の改変の程度を踏まえ、土地の改変に伴う植物（植生）に対する影響の程度について、定量的に予測した。

### (2) 予測結果

複数案ごとの植物群落の改変面積を表 5.2に、複数案ごとの直接改変範囲と植生区分図との重ね合わせ図を表 5.3に示す。

植生の改変面積は、A-2案が最も大きく（13.87ha）、A-2案とA-1案（13.72ha）とはほぼ同じ（1.1%差）、A-2案とB案（13.05ha）との差は5.9%であった。植物群落別では、A-1案とA-2案では、改変面積がほぼ同じであり、B案と比べると植生自然度が比較的高いスギ・ヒノキ・サワラ植林（植生自然度6）やコナラアベマキ群落（植生自然度7）の改変面積が若干大きかった。一方、B案では、植生自然度が比較的低いネザサススキ群集（植生自然度5）の改変面積が、A-1案とA-2案に比べ若干大きかった。

以上より、いずれの案も植物（植生）への影響は小さいと考えられるが、相対的な比較では、B案に比べ、A-1案、A-2案の影響が大きいと予測する。

表 5.2 複数案ごとの植物群落・土地利用区分の改変面積予測結果

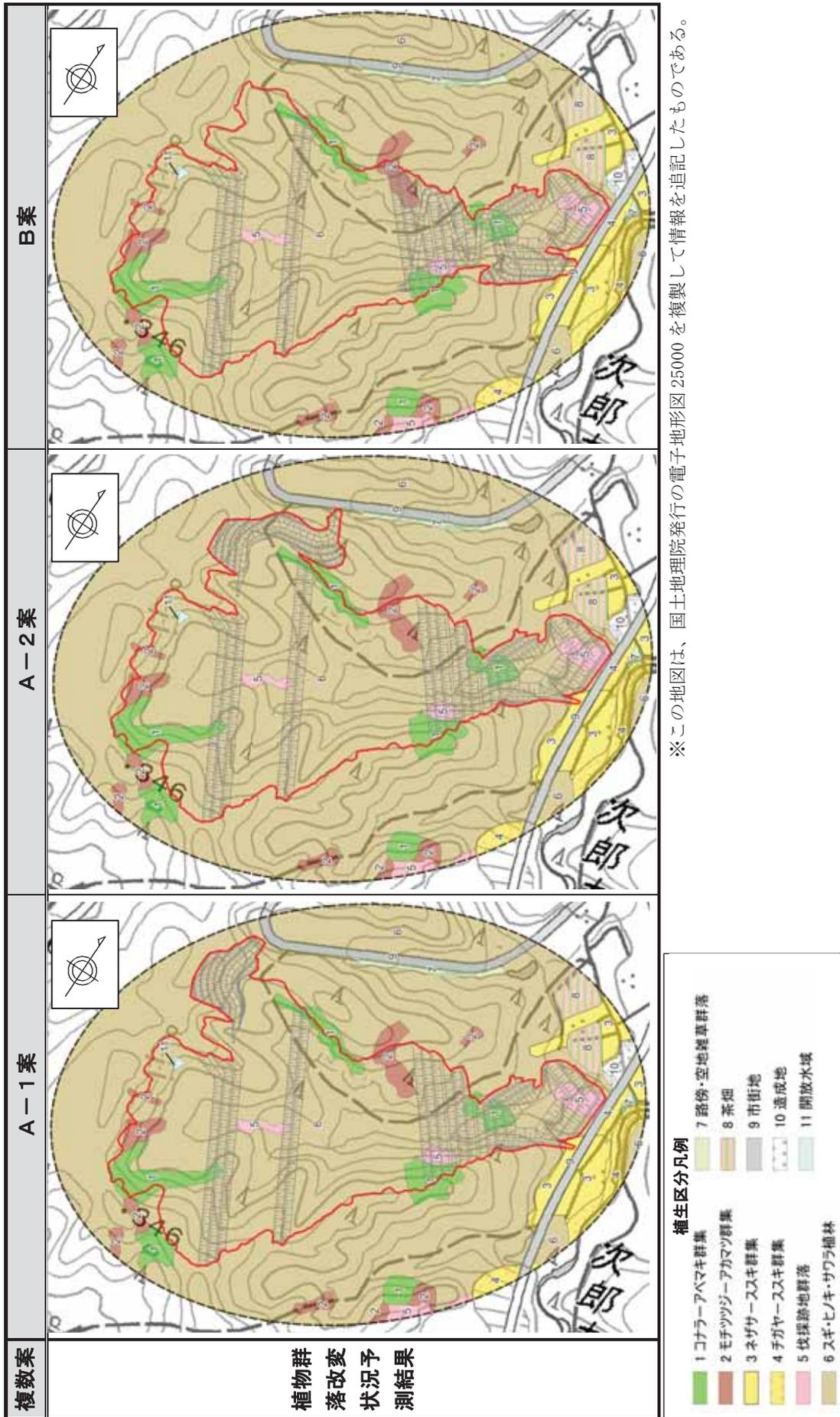
No.	植物群落・土地利用	植生 自然度 <sup>注)</sup>	事業実施想 定区域面積	改変面積 (ha)		
				A-1案	A-2案	B案
1	コナラアベマキ群集	7	1.65	0.96	0.97	0.89
2	モチツツジアカマツ群集	7	0.89	0.36	0.36	0.35
3	ネザサススキ群集	5	1.18	0.01	0.01	0.03
4	チガヤススキ群集	5	0.75			
5	伐採跡地群落	4	0.52	0.39	0.39	0.39
6	スギ・ヒノキ・サワラ植林	6	29.81	11.97	12.12	11.39
7	路傍・空地雑草群落	4	0.20			
8	茶畑	3	0.55			
9	市街地	1	0.93			
10	造成地	1	0.14			
11	開放水域	—	0.02	0.02	0.02	0.02
合計面積			36.66	13.72	13.87	13.05
A-2案との面積比 (%)			—	98.9	100.0	94.1

注) 植生自然度とは、環境省（環境庁）が実施する自然環境保全基礎調査において考案したもので、植生に対する人為的影響の度合いによって、日本の植生を10の類型に区分したものである。

【植生自然度：区分の内容】

10：自然草原、9：自然林、8：二次林（自然林に近いもの）、7：二次林、6：植林地、5：二次草原（背の高い草原）、4：二次草原（背の低い草原）、3：外来種植林、農耕地（樹園地）、2：外来種草原、農耕地（水田・畑）、1：市街地等

表 5.3 複数案ごとの直接改変範囲と植生区分図との重ね合わせ図



## 5.2 景観

### 5.2.1 調査

#### (1) 調査項目

- ・可視領域の状況
- ・主要な眺望景観の状況

#### (2) 調査方法

##### 1) 可視領域の状況

GISソフトを用いて、国土地理院が公開している「基盤地図情報（数値標高モデル）」の地形を考慮した対象施設の可視領域の解析を行った。本解析では樹木や建築物（民家等）の形状は見込んでいないため、実際の可視領域は今回の解析結果よりも狭い範囲になると考えられるなど、精度が高くない。

なお、設定した複数案間で可視領域は大きく変わらないことから、代表として各案共通の可視領域として示しているA案（A－2案）のみ解析を行った。

##### 2) 主要な眺望景観の状況

上記で作成した可視領域図を考慮したうえで、観光資源である旧東海道士山宿およびその周辺を踏査し、事業実施想定区域方向の眺望の状況を把握し、事業実施想定区域から近い代表的な地点において写真撮影を行った。調査地点は図5.2に示すとおりである。

現地調査は、以下に示す時期に実施した。

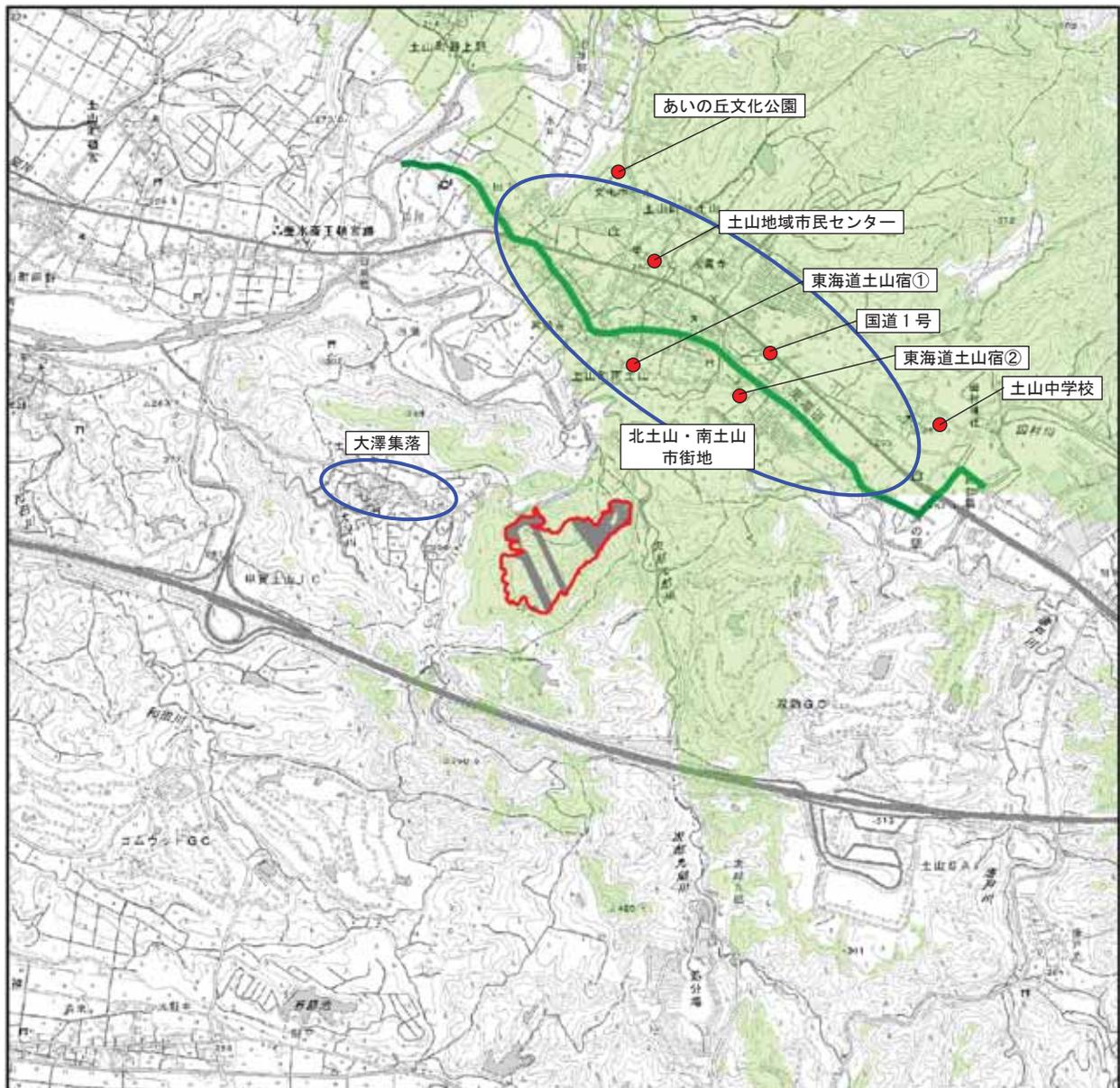
〔現地調査日〕 令和6年4月2日

#### (3) 調査結果

##### 1) 可視領域の状況

A案（A－2案）の可視領域解析結果は図5.2に示すとおりである。

主に北方～北東～東方に可視領域が広がっており、北土山・南土山の市街地は概ね可視領域に含まれる。なお、事業実施想定区域の西側に位置する最寄の大澤集落は、不可視領域となっている。



凡例

※この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000 を複製して情報を追記したものである。

- A-2案改変範囲
- A-2案可視領域
- 旧東海道土山宿
- 眺望景観調査地点

注) 踏査の結果、旧東海道土山宿の街道沿いは、住居が連続しており、事業実施想定区域方向を直視する地点はなかった。

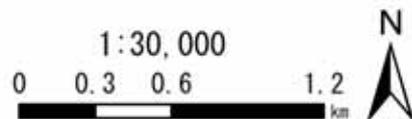


図 5.2 可視領域解析結果と景観調査地点

## 2) 主要な眺望景観の状況

踏査の結果、旧東海道土山宿の旧街道沿いには住居が連続して分布しているため、事業実施想定区域方向を直視できる地点はなかった。

主要な眺望点からの眺望景観の状況（写真）を図5.3～図5.8に示す。いずれの地点も事業実施想定区域方向を眺望できるものの、手前に尾根や人家等が存在しており、対象施設の全容が確認できると想定できる地点はなかった。



図 5.3 あいの丘文化公園からの眺望景観



図 5.4 土山地域市民センターからの眺望景観



図 5.5 東海道士山宿①からの眺望景観



図 5.6 国道 1 号からの眺望景観



図 5.7 東海道士山宿②からの眺望景観



図 5.8 土山中学校からの眺望景観

## 5.2.2 予測

### (1) 予測方法

#### 1) 予測地点

予測地点は、今回の調査地点のうち最も事業実施想定区域に近く、複数案間の違いが最も大きいことが想定される、東海道士山宿①の1地点とした。

#### 2) 予測対象時期

予測対象時期は、造成法面が完成する時期である、埋め立て完了時とした。

#### 3) 予測手法

予測地点と複数案の造成計画との位置関係を整理したうえで、フォトモンタージュを作成することにより、眺望景観の変化の程度について予測した。

なお、A-1案とA-2案は予測地点からの可視領域が同じであるため、代表してA-2案のモデルでフォトモンタージュを作成した。

### (2) 予測結果

作成したフォトモンタージュを表 5.4に示す。

予測地点（東海道士山宿①）からは、谷の入口付近の切土法面の一部が視認されるものの、眺望景観のごく一部の領域に留まる。また、発生した切土法面は施工後緑化を行うことで周辺の樹林に溶け込み、景観的な違和感を生じないと考えられる。ただし、発生する法面の面積は、B案で若干大きくなった。

表 5.4 予測結果 (旧東海道士山宿①)

A案	 <p>拡大・色分け</p> <p>This image shows a wide, flat, brownish field in the foreground. In the middle ground, there are several small buildings, including a traditional-style house and a long, low structure. The background is dominated by dense green forests on rolling hills under an overcast sky.</p>
B案	 <p>拡大・色分け</p> <p>This image is very similar to Case A, showing the same field and buildings. However, in the inset image, a small orange circle highlights a specific area on the hillside. The main image shows the same landscape as Case A, with the field, buildings, and forested hills.</p>

### 5.3 総合評価

構造物等の配置に関する機能面の評価および計画段階評価事項（植物（植生）および景観）の複数案間の評価結果を表 5.5に示す。

なお、B案では土堰堤（小段）に搬入路を設置するため搬入路部分の土堰堤の緑化が遅れること、土堰堤構築および搬入路設置に伴う廃棄物受け入れ停止期間が生じ事業期間が長くなることを考慮して評価した。

- ・ 施設の機能面の評価では、A－2案が相対的に優位であると評価する。
- ・ 植物（植生）の評価では、3案ともに改変面積や改変する植生の貴重性の面から大差ないが、その中でも比較的植生自然度が高いコナラーアベマキ群落の改変面積から、B案が相対的に優位である。一方で、埋立完了後の環境修復の面からはA案が相対的に有利であり、各案は同等であると評価する。
- ・ 景観の評価では、3案とも視認されるのは眺望景観のごく一部の領域に留まることから、影響は小さいが、B案では搬入路部分の土堰堤の法面緑化による修景が遅れることから、A案（A－1案、A－2案）の方が相対的に優位と評価する。

以上の評価を踏まえ、方法書以降の手続においては「A－2案」を基本とし、事業計画の検討および環境影響評価を行う方針である。

なお、今後の環境影響評価手続においては、配慮書で選定した計画段階配慮事項以外の環境要素も含め、環境影響が生じる可能性のある項目を環境影響評価項目として選定したうえで詳細な現地調査を実施し、検討された施設整備計画に基づく詳細な予測および評価結果に応じた環境保全措置の検討を行い、事業に伴う環境影響の回避または十分な低減を図る。

表 5.5 構造物等（搬入路）の配置に係る複数案についての機能面の評価および事前配慮段階環境配慮事項の総合評価

複数案	A案：谷の上部（県道539号）から搬入する案		B案：谷の下部（東側市道）から搬入する案
	A-1案：進入路を最短化し樹林の改変に配慮した案	A-2案：カーブを避けた位置に進入口を設置する案	
想定平面図			
計画案の概要	埋立作業の効率を重視して谷の上部よりアプローチする案		谷の下部よりアプローチし、交通量の少ない東側市道より搬入する案
事業規模	県道539号のカーブに進入口を設置するため、交通危険性が課題である。	A-1案の交通危険性を解消するため、県道539号のカーブを避けた位置に進入口を変更した案である。	谷の下部より進入し、土堰堤に搬入路を設置するため、埋立容量や埋立作業効率に課題がある。
機能面の評価	交通安全性	・埋立容量：225万m <sup>3</sup> ・改変面積：13.7ha	・埋立容量：215万m <sup>3</sup> ・改変面積：13.1ha
	事業の効率性	・県道539号のカーブから廃棄物等搬入車両が出入りするため、交通危険度が高い。(△)	・A-1案に比して交通危険度は低い。(○)
	総合	・搬入路設置後に土堰堤を構築するため、廃棄物の受け入れ停止期間は生じない。(○) ・埋立容量は最も多い。(○)	・搬入路設置後に土堰堤を構築するため、廃棄物の受け入れ停止期間は生じない。(○) ・埋立容量は最も多い。(○)
計画段階の環境面の評価	植物(植生)	△	○
	景観	・改変面積は13.72haと3案の中ではやや広いが、最小面積のB案と比しても大差はなく、重要な植物群落（原生林など）は改変しない。ただし、B案と比べて、植生自然度がやや高いコナラアベマキ群落の改変面積が僅かに大きく、相対的に劣る。(△) ・なお、埋立完了後の植生回復までを考慮すると、本案では事業期間が短く、早期に植生回復が可能なることから、相対的に有利である。(○)	・改変面積は13.87haと3案の中では最も広いが、最小面積のB案と比しても大差はなく、重要な植物群落（原生林など）は改変しない。ただし、B案と比べて、植生自然度がやや高いコナラアベマキ群落の改変面積が僅かに大きく、相対的に劣る。(△) ・なお、埋立完了後の植生回復までを考慮すると、本案では事業期間が短く、早期に植生回復が可能なることから、相対的に有利である。(○)
総合評価	△	○	△

注) ○：相対的に優位である。 △：相対的に劣る。